

船大船倉鎌
軒船大

川崎市手町五丁目
株式會社 東京

昭和五年八月

昭和五年八月十七日

昭和五年八月

昭和五年八月二十二日

神戶民衆會社

總同盟會
神戶川崎五組會

同盟罷業

工場閉鎖

解雇者六名復職
職セシムル

解雇手当外
二特別手当トシ
金七円亦ヲ
支給サレタシ

一解雇者六名無茶
二復職ノコト
三復職後自給的
ニ退職スル
四公休月二回制定
五積立金八分後郵便
貯金トシ雇人名義
ニ付ス

一工場は従業員
三分三厘解雇シ
残三分一を以テ
業期満了期ニ
二工場は八三分
一解雇者トシテ
五手当ヲ支給ス
三工場現員手当
只五円五十分
四特別手当の額
九十分ニ相準ス
五臨時本業中
三臨時本業中
一解雇者後遺者
行中七割ヲ
支給スル
四今後労働組合
八分業期満了
ナルカコトナ
ハ

有

一 不平等三十二件
二 職長検査法は木賃物上認ララル
モカ不上リトナリタル場合工場主ハ
三 工賃全額ヲ支給スル
四 労働者組合ニシテ
五 復職全額ヲ支給スル
六 本職者易ローレ男十時ニ下リ十
七 労働者組合ト工場主ニ復職全額ヲ付
八 職主ニ下リニシテ不食高トシテハ
九 同業同族性物トシテ更親ヲ支給スル
十 但し止台得ザル場合ハ其程度
協定ニ決定ス
十一 引スリシヤル値引ハ商談協定ニ決
十二 此形場合値引ヲセズ
十三 昭和九年九月一日月間ニ於テ
十四 一月間江ノ從アシ獨身者ニ對シ
十五 多ク世帯主行ニ五十円ニ花ヲ
十六 此場合ハ其不足額補償之目
十七 兩相方ニ改メテ協定ニ決ス
十八 無地場口工場或場水流協定計
十九 毎月對シ手回ノ實果ヲ其分
二十 度ニ公平ニ決ス
五 同盟加入自由ヲ認ムル